

12月の処方箋

12月の処方箋

武富士・・債権届出期限迫る！
平成23年2月28日まで(必着)



『武富士』に過去に借金をしていた方、現在も借金返済をしている方、利息の払いすぎ(過払い金)になっている可能性があります。

過払い金を受け取るためには、上記の期日までに届出が必要です。

届出がない場合は過払い金を受け取ることが出来ません。**お急ぎ下さい！**

こんな相談ありました！



私は9年前に支払いが終わりましたが、
過払い金がありますか？(70歳代男性)

過払い金が発生していると思われます。(ただし、完済した時期から10年以上経過している場合は弁済されない場合がありますので注意して下さい。)



私は6年前に借り始めて、今もまだ借金が
20万円あります。こんな場合はどう
でしょうか？(50歳代女性)

過払い金が発生している可能性があります。



訴訟や調停で過払い金の返金が約束されて
いますが、手続きが必要でしょうか？
(40歳代男性)

改めて、債権者としての届け出をして下さい。手続きしなければ過払い金は返金されません。



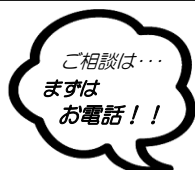
武富士と取引したことがある人はどんな手続きをすればいいの？

まずは、武富士本社のコールセンターに連絡して下さい。後日、債権届出用紙が武富士から郵送されますので、過払い金があるとわかった人は**必ず期限までに届出しましょう。**

電話番号は 0120-390-302

0120-938-685

(受付時間は月曜日から金曜日(祝日除く)午前8時30分~午後7時まで)



ホットちゃん

しまった、困った、その時は

消費者センターは生活のお医者さん

但馬生活科学センター
相談電話:0796-23-0999

たじま消費者ホットライン
相談電話:0796-23-1999